

～ 中小企業事業継続支援雇用対策事業 ～

事業継続に取り組む中小企業の皆様を応援します！

人件費等を支援
(月40万円)

京都府では、厳しい経営環境の中、事業の拡充・強化や新事業の実施、事業承継、事業転換により、安定的な事業継続を目指す中小企業の皆様を支援するため、失業者の雇用を伴う事業継続に関する取組を募集します。

なお、本件事業提案に係る提出書類については、公益財団法人京都産業21京都中小企業事業継続支援センター（以下「支援センター」という）に提出いただき、京都府において応募のあった事業提案の中から予算の範囲内で採択し、採択中小企業の皆様との間で新規雇用人件費等を支援する事業について委託契約を締結します。

対象 事業者

本事業の対象者は、支援センターへのご相談や、支援センターからの助言等に基づき、失業者を新規雇用して、安定的な事業継続のための取組（事業の拡充・強化、新事業の実施、事業承継及び事業転換）を実施する中小企業の皆様です。

対象経費

新規雇用の失業者に係る人件費

1人当たり 上限月額 **30万円** (消費税相当額を除く)

その他の事業実施の経費
(対象経費あり)

1人当たり 上限月額 **10万円** (消費税相当額を除く)

※事業執行上必要な場合は失業者雇用の人件費が1/2以上となることを前提として人件費とその他の経費の調整が可能です。

支援人員 1事業者 **5名**まで

支援期間 事業委託契約締結後最長 **6箇月**以内
(最長で平成26年3月31日まで)

募集期間

平成25年 **10月1日(火)** から 平成25年 **11月29日(金)**まで

※10月31日までの応募事業については、先行して審査の上、事業を委託します。

事業 説明会

本事業に関する説明会を次のとおり開催しますので、ご参加をお待ちしております。
ご出席される場合は、お手数ですが、事前に支援センターまでご連絡をお願いします。

南部会場 平成25年10月9日(水) 13:30～15:30 京都リサーチパーク4号館2階 ルーム2

北部会場 平成25年10月11日(金) 13:30～15:30 京都府福知山総合庁舎内

事業提案書の 提出場所

公益財団法人 **京都産業21**
京都中小企業事業継続支援センター

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134
京都府産業支援センター内

電話 (075) 315-8897

FAX (075) 315-8926

E-mail continue@ki21.jp



多くの皆様から、支援センターへのご相談・ご提案をお待ちしております。

詳しくは、京都府ホームページの「緊急経済・雇用対策」<http://www.pref.kyoto.jp/kinkyu-koyou/news/keizoku.html>

及び「京都起業・承継ナビ」<http://www.jigyo-keizoku.jp/>をご覧ください。



京都中小企業
事業継続
支援センター

事業提案書の 提出方法

事業提案書は、提出場所の支援センターに持参または郵送してください。

持参される場合の受付時間は、
土・日曜日、祝日を除く、

平日 9時～12時 13時～17時とします。

郵送の場合は、

募集期間の最終日の17時必着とします。

募集対象

■ 次のすべてを満たし、中小企業の安定的な事業継続（事業の拡充・強化、新事業の実施、事業承継及び事業転換）に効果があると見込まれる取組をご提案いただいた方が、対象となります。

京都府内に事務所又は事業所を設置している中小企業であること。

建設・土木事業者でないこと。

支援センターで、事業計画の事業要件、募集要件について確認を受けた提案事業であること。

新規に提案事業の実施期間は契約後（失業者の新規雇用開始後）、6箇月以内であること。

事業に係る総経費のうち、新規雇用する失業者の人件費が2分の1以上であること。

新規雇用する失業者の募集に当たっては、特定の者を対象とした募集とならないよう、ハローワークや京都ジョブパークの利用を原則として、広く公募によること。

委託事業を的確に遂行できる能力を有すること。

（現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備され、通帳口座や帳簿類を他の事業と区別して作成すること。）

宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持または反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

応募の日から起算して6箇月前の日から応募の日までの間に雇用する労働者を事業者の都合により解雇（勧奨退職等を含む）していないこと。

その他、労働関係法令の違反や指導を受けておらず、府税、消費税または地方消費税の滞納がないこと。
また、同一の事業で国・府・市町村の雇用に係る補助金等を受けていないこと。

関連事業募集の ご案内

■ 起業又は事業転換後10年以内の企業、NPO法人等の皆様には、「企業公募型起業育成・支援事業」の第2次募集の実施を10月15日（火）から予定しています。詳しくは京都府ホームページの「緊急経済・雇用対策」（<http://www.pref.kyoto.jp/kinkyu-koyou/news/kigyoshien.html>）をご覧ください。

■ 起業後10年以内の製造業・情報通信業の皆様には、平成25年9月13日（金）から「京都ものづくり系企業人材確保・育成事業」の募集も実施しています。詳しくは「京都起業・承継ナビ」（<http://www.jigyo-keizoku.jp/>）をご覧ください。

問い合わせ先 資料請求先

■ 京都府商工労働観光部 緊急経済・雇用対策課（京都府庁2号館3階）

〒602-8570 （府庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。）

電話：（075）414-4872 FAX：（075）414-5092 E-mail：kinkyu-koyou@pref.kyoto.lg.jp

HPアドレス（募集要項は次のホームページからダウンロードすることができます。） <http://www.pref.kyoto.jp/kinkyu-koyou/news/keizoku.html>

■ 公益財団法人京都産業21 京都中小企業事業継続支援センター

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内

電話：（075）315-8897 FAX：（075）315-8926 E-mail：continue@ki21.jp

HPアドレス（募集要項は次のホームページからもダウンロードすることができます。） <http://www.jigyo-keizoku.jp/> 「京都起業・承継ナビ」



京都中小企業
事業継続
支援センター

